

# 第4章 市民協働による推進

## 自然環境保全活動団体の認定

市長は、自然環境の保全及び創出に資する活動を行う団体を、申請により認定し、活動に関する情報の提供、その他の支援を行います。



## 自然環境保全推進員の設置

市に、自然環境の保全・創出及び野生動植物の保護に関する知識の普及、自然環境の保全活動の啓発・促進をするため、自然環境保全推進員を置きます。

# 第5章 保全体制の整備

## 調査研究の実施

市は、保護区及び指定希少種の指定並びに指定移入種及び特定外来生物の対策等に資するため、市内の生物の生息又は生育状況等の把握に努めるとともに、自然環境の保全及び創出に関する施策の策定に必要な調査研究に努めます。



## 自然環境監視員の設置

市に、保護区の野生動植物、市内の指定希少種・指定移入種等の監視、違反行為の監視、違反者に対する指導等を行う自然環境監視員を置きます。

# 第6～8章 公表・雑則・罰則

## 違反者の公表、罰則

市長は、中止命令等に違反する者の氏名・住所、違反の事実を公表することができます。  
保護区における行為、指定希少種の捕獲等の中止命令等に違反した者には、罰則が科されます。